

平成 28 年度第 1 回定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成 28 年 4 月 25 日（月）午後 3 時 30 分
- 閉会日時 平成 28 年 4 月 25 日（月）午後 5 時 16 分
- 開会場所 美浦村役場 3 階 委員会室

○出席者

教育長	糸賀 正美
教育長職務代理者	山崎 満男
委員	小峯 健治
委員	栗山 秀樹
委員	浅野 千晶

○出席事務局職員

教育次長	堀越 文恵
指導室長	田組 順和
学校教育課長	増尾 利治
生涯学習課長	埜口 哲雄

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
議案第 1 号	美浦村就学援助費事務取扱要項の一部改正について	可決
議案第 2 号	平成27年度要保護・準要保護児童生徒の認定について	可決
報告第 1 号	平成28年度美浦村一般会計予算（教育関係予算）について	可決

午後 3時 30分 開会

次 長

先ほどまで、学校訪問ということで、大変ご苦勞さまでございました。引き続き定例教育委員会を開催いたしたいと思います。

開催にあたりまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、本年3月開催の平成28年第1回定例議会におきまして、村議会の同意を得て、平成28年4月1日付で中島村長より、糸賀教育長が任命されたところでございます。平成26年公布の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月より施行されておきまして、新教育長として就任することになりました。これによりまして、本年、28年の4月より、旧法の経過措置の適用は終了とし、新制度での教育委員会運営が始まることとなります。その一つとしまして、委員長、委員長職務代理者の職が新制度ではなくなることとなります。

山崎委員長、小峯委員長職務代理者様には、これまで教育委員会の会議の運営に多大なご尽力をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。新制度では、教育長が会議を主催することとなりますので、今後ともご協力、ご支援よろしく願いいたします。

以上私の方から説明でございました。議事進行につきましては、糸賀教育長にお願いをいたします。

教 育 長

4月から、教育長を務めさせていただくことになりました糸賀でございます。教育委員の皆様方には本日、平成28年度の第1回となります定例教育委員会に、ご出席いただきましてありがとうございます。

本年度、教育委員会、これからも毎月、定例的につづけさせていただくと思っておりますが、いろいろご指導、ご協力をよろしく願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは定例会に先立ちまして、ご報告申し上げます。新教育委員会制度の新教育長の職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第13条第2項に基づきまして、あらかじめ、教育長が指名するものとされております。

つきましては、山崎委員を教育長職務代理者に、指名したいと存じますので、よろしく願いしたいと存じます。

それではここで、山崎教育長職務代理者よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

山崎教育長職務代理者

職務代理者の方を、私が受けまして、うけることにいたしましたので、よろしく願いいたします。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは本日の会議録署名委員を指名いたします。会議2規則第17条第1項により、山崎教育長職務代理者を指名いたします。

本日の案件につきましては、議案第1号、美浦村就学援助費事務取扱要項の一部改正について、議案第2号、平成27年度要保護準要保護児童生徒の認定について、報告第1号、平成28年度美浦村一般会計予算（教育関係予算）についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び教育委員会会議規則第15条の規定によりまして、人事に関する事件その他の事件については、教育長、または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされています。議案第2号については、個人情報が含まれる案件でございますので、非公開ということによろしいでしょうか。

教育委員全員

(はい)

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第2号につきましては、非公開といたします。

それではご審議をお願いしたいと存じます。まず、議案第1号、美浦村就学援助費事務取扱要項の一部改正についてを議題にいたします。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは説明をさせていただきます。まず、議案第1号1ページをおめくりください。今回改正する要項の改め分となっておりますが、説明は、別紙でお配りしています、新旧対照表でさせていただきたいと思っております。A4番の横サイズの表となっております。まず、訂正をお願いいたします。表中、2行目（認定基準）とありますのは、認定期間の誤りでありましたので、訂正方よろしくをお願いいたします。申しわけありませんでした。

今回、改正しますところは、要項第6条の認定期間と第8条の交付額の一部でございます。要項第6条は、今まで保護者から学校長会への提出期限について示したものを、学校長から、教育委員会への提出期限等を改め、支給をする期間を明確に決定できるように改定をしております。また、必要書類の不備がない状態で学校長が受け付けたことになるよう、その旨を加えたものとなっております。

次に、第8条は交付額の変更になります。平成28年度の国の要保護児童生徒援助費補助金の限度額が決定されましたので、それに合わせまして改正をするものでございます。表中（ウ）の宿泊を伴わない校外活動費の交付額で、小学校が1,550円から1,570円に、中学校が2,240円から2,270円に、

小峯委員 今の質問は結局その学期ごとに、年に3回支給というところから出たんだと思うんですけど、その学校給食費が月額で年額の場合は、3回というのはわかるんですけど、この月額の学校給食についてはどういう形での支給を予測してるのか。

その第6条の(2)との兼ね合いで、例えばひと月という支給案件も、昨年度の事例からするとありうるわけで、この辺はどのような想定をしておりますか。

教 育 長 事務局の方でお願いいたします。

次 長 学校給食費も基本的には学期ごとということになりますので、3回に分けて支給になるんですけども、その支給にかかわる支給月の決定については、申請、今までこの新旧対照表でお示したように、今まで学校長が教育委員会に、学校長でないですね、保護者が学校長にあげてきた日が申請、その申請月から支給ということになっておりましたので、昨年度のような、5月だったら5月、6月だったら6月に出してきたらその月から、不備な書類があっても学校長の印を押して、申請がありましたので、その月からさかのぼって支給という形に昨年度までなっておりましたが、本年度については、きちっと不備の書類をそろえていただいた時点で学校長が教育委員会に提出をしていただく、その提出していただいた月が支給、開始月というようなことで改正をお願いしているところでございます。

教 育 長 お願いします

小峯委員 要望です。単に第6条の(2)の呼び方が昨年までの違いを保護者がどう受け止めるかがちょっと難しいような気がするので、この辺はぜひわかりやすい説明ができるように工夫していただければと希望します。

教 育 長 事務局のほうでお願いします。

次 長 と、こちらは要項の方はちょっとわかりにくいかもしれませんが、その部分につきましては保護者あてのお知らせの中で「そこが変わりました、その学校長が認めた月からということで書類が不備の場合は、一旦お返しする場合があります。」というような一文をお知らせ申請の段階でつけ加えさせていただいております。

教 育 長 はい、どうぞ。

浅野委員 ちよっと私の読み取り方が足りなかったんだと思いますけれども、
(2) が要するに提出した次の1日からということは、さかのぼらないと
いうことを言っていると考えるとよろしいんですか。
支給のことについてお伺いしたいんですけども、その、年に3回というこ
とは、月々徴収する金額については、先払いしてあるものについて後から
補助するというような形になると理解していいんですか。

教 育 長 事務局よろしいですか。

次 長 はい、そうです。

教 育 長 はい、ほかにご質問などございますでしょうか。いかがでしょうか。

小峯委員 教えてもらいたいんですが、昨年度の例は、あのあと解決はしたんでしょ
うか。

教 育 長 事務局ほうでおねがいします

次 長 昨年度の申請者に対しては、認定になりましたのでということで、支給を
しております。
その方は既に今年は卒業しました。今回、また、次の議案で上程をさせて
いただいたあと二件のものについて、3月31日に書類、不備書類を提出し
てきましたので、今回またその残った二人のものについて、審議いただく
ものです。

小峯委員 日程を間違ってるんだと思って印をつけたんだけど、これは間違いはな
いのですか？

次 長 そういうことでございます。

小峯委員 私が聞いたのは、そこで支給されて、その未払いになっていた学校の必要
経費については全部払う、払込が終わったわけでしょうか。

次 長 大丈夫でございました。

教 育 長 はい、お願いします。

浅野委員 助成の救済措置といいますか、その一時的にせよこれをこれをやっぱり払わなければならなくて、それが後から支給されるということで実際にその先に払うということが困難なケースというのはいないんですか。
まとめてその3カ月月額で払うものがあるのに、まとめて年に3回支給ということで、実際にそれができない、ケースとかはないのでしょうか。

教 育 長 事務局のほうでございませうか。

次 長 はい、今までずっとこのような形でやってきておまして、学校のほうでも心得ていただいて、これで、支払いをさせていただいて、そのことに対する苦情等はございませんでした。

教 育 長 この件について、ほかにご意見なりご質問などございますでしょうか。

栗山委員 はい。たとえば20、昨年度27年でこの就学援助されてる、ご家庭というか、お子さん、児童生徒のところと、基準が満たさないもしくはあるいは、いろんな理由があって、徴収が今、その27年度も終わってますけど、今のところできてないところというのは、大体の割合でいいんですけど、どれぐらいとかっていうのは把握されていますか

教 育 長 今のお話いかがでしょうか。データのなものとか、わかりますか。

次 長 27年度分については、今学校のほうから6月支給の児童手当がありますので、未徴収の部分について提出をお願いしているところでございまして、今、教育委員会のほうではまだ確認をとれておりません。

小峯委員 未徴収に関しては例年こうきちっとまとめてるんだと思いますが、今わかるのはそうすると26年度はわかるわけですか。
昨年、これは報告、受けていますかね。もしわかれば、その未徴収の割合と取り組みと、それから現状、その辺を例えば次回にね、まとめて報告してもらえると、ありがたいと思うんですね。
求めるのは結局未徴収ゼロになんかきやいけないわけで、ぜひ、そんな方向での報告をお願いしたいと思います。

教 育 長 今、委員からお話がありましたが、27年度分ということでよろしいですかね。今度、報告をさせていただくということで。

小峯委員 経年変化25、26、27とを見ることができればわかりやすいです。

教 育 長 過去3年間ということですか。事務局のほうはよろしいですか。

次 長 それでは、この次の定例会のときに、27年度分はわかる範囲、児童手当まだ支給になってない状況ですので、その部分のところまで書類等によって提出をさせていただきます。

教 育 長 こちらの議案についてほかにご意見ご質問等ございますでしょうか。
はい、よろしいですか。
それではございませんようでしたら、議案第1号の美浦村就学援助費事務取扱要項の一部改正についてを原案どおり可決してよろしいでしょうか。

教育委員 はい

教 育 長 はい、ありがとうございます。
委員の皆様に賛成いただきましたので、議案第1号美浦村就学援助費事務取扱要項の一部改正について、原案のとおり可決することに決しました。

—議案第2号は、個人情報が含まれる案件のため、非公開—

教 育 長 それでは報告第1号平成28年度美浦村一般会計予算（教育関係予算）についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長 はい、それではお手元に別紙、教育委員会関係予算。別紙綴りがあると思います。そちらの1枚目をめくっていただきたいと思います。
平成28年度の教育委員会関係の中で、民生費の児童福祉費で5億6,452万8,000円となっています。民生費総額は17億円でありますので、約33%の割合となっております。この児童福祉費には、こども子育て支援事務や、児童手当、保育所運営費、児童館運営費からなっております。前年比1,600万ほど増となっていますのは、こども子育て支援事務の中で、私立保育所の委託料が増額となったことが要因となっております。保護者の職場の関係により、利用者がふえているということです。次に、教育費に移ります。総額8億8,778万6,000円で、一般会計のうち14.9%の構成比となっております。民生費の28.5%について、2番目の予算となっております。内容につきまして簡単にご説明いたします。1の教育総務費では、前年と比較して、増額となっております。理由としましては、昨年小学校と中学校で実施した教育クラウド。いわゆるICT環境整備が終了

したことによって、今年度より教育クラウド運営費を教育総務費に合わせた、合わせて計上したこと、また人事異動により人件費の増が要因となっております。

次の小学校費ではICT環境整備の終了、ICT支援員委託料の減などにより、前年比較、減額となっております。

次の中学校費では、武道館天井、体育館外壁、改修耐震工事の終了、ICT環境整備の終了等によって前年比較減額となっております。

次の幼稚園費では、人件費の増によって前年比較増となっております。一つ飛ばしまして、6番、保健体育費の予算のうち、1億7,383万4,000円が学校給食費となっております。給食賄い、美浦中調理業務委託料、調理室清掃委託料となっており、所要の額を計上しております。詳細につきましてはこの後の予算書をごらんいただきたいと思います。学校教育課のほうは以上でございます。

生涯学習課長

これらの社会教育費につきましてご説明申し上げます。社会教育費は詳細の方の208ページをお開き願いたいと思います。予算項目としましては、職員給与関係費9,316万2,000円となっております。次のページをお開きいただきまして、社会教育事務費としまして、538万3,000円、続きまして、212ページと213ページ、昨年まで、こちらの木原多目的研修集会施設管理費と、4番の安中地区多目的研修集会施設では、もう一つの予算項目、生涯学習施設管理費として計上されておりましたが、本年度は施設ごとに予算を分割して計上させていただいております。続きまして、木原多目的研修集会施設管理費では、本年度はトイレの改修工事を予定しております。同じく安中地区におきまして、トイレ改修工事として、様式化の方の修繕工事を計画しておるところでございます。続きまして、215ページ、青少年健全育成事業費としまして99万4,000円を計上しております。続きまして、成人式事業費で75万円、放課後子ども教室推進事業費としまして22万4,000円、次のページ行きまして、217ページは、ノーテレビノーゲームの運動事業費として18万2,000円、9の花いっぱい運動事業費として、54万円を計上しております。続きまして、公民館費につきましてご説明申し上げます。2の中央公民館運営費といたしましては20、220万とんで6,000円、中央公民館管理費では2,691万8,000円、で、4の中央公民館事業費で259万1,000円、5の産業文化祭、事業費で380万円、を予算を計上しております。公民館費では3,551万5,000円の予算となっており、前年度に比べまして、2,122万円の減額で、これは27年度に公民館の方では、エレベーター設置工事等の事業があったため、前年度より減額となっております。次に200、文化体育保護費についてご説明申し上げます。文化財施設管理費では800とんで3万8,000円、次のページを見まして、文化財保護事

業費では593万円5,000円、続きまして4の、文化財活用事業費では208万4,000円、5の陸平貝塚確認事業費では156万円、そして、6の木原工業専用地域基盤整備発掘調査、事業費では、119万2,000円の予算となっており、昨年度に比べまして57万7,000円の、文化財保護費では57万7,000の増額となっておるところでございます。続きまして、図書費につきましては、図書運営費で126万円、学校図書費で41万5,000円、図書費で1,676万6,000円の予算となっておりまして、昨年度の図書室システムの再構築事業がありましたため、前年度より326万5,000円の減額となっております。続きまして、230ページの保健体育のついでにご説明申し上げたいと思います。保健体育費の保健体育総務費では本年度より社会体育業務につきまして、シルバー人材センターへの委託としたために、職員給与費がなくなりまして、2の保健体育事務費では、1,094万1,000円、体育振興費で437万2,000円、スポーツ大会事業費で232万8,000円、スポーツ教室事業費で139万3,000円、村民体育祭事業費で297万7,000円、保健体育総務費では、2,201万円の予算となっております。次に、体育施設費では、農林漁業者トレーニングセンター管理費349万2,000円、と、村民運動公園管理費が28万9,000円で、総額378万1,000円の予算となっております。続きまして、236ページの光と風の丘公園管理費では公園管理費を4,949万2,000円の予算となっておりまして、本年度は、童話の森遊具施設工事、テニスコート人工芝。また、壁打ちボードの改修工事、野球場スコアボードカウント配置改修工事など工事経費増などによりまして、949万8,000円の増額となっております。以上が生涯学習課関連の予算となっております。

教 育 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局より予算につきまして説明ございましたが、質問ご意見ございましたらお願いいたします。

小峯委員 村民体育祭について質問させていただきます。村民体育祭は、今年度は実施するということでしょうか。

生涯学習課長 今年度も村民体育祭につきましては、実施の計画を立てております。

小峯委員 聞くとところによりますと、スポーツ審議会のところでの協議の結果、村民体育祭については、やめるという方向で結論が出たんだと、昨年度、最後にするというような話が聞こえてきたりしたのに、また、今年度事業費が入ってるので、どういう方向性をもって村民体育祭を運営していくのか、この辺についてちょっと説明をしてください。

生涯学習課長 村民体育祭につきましては、現在村内でも各地区間の交流がだいぶ薄れて

きているという状況にもありまして、こういった中で村長もこういった地区内での一体感を盛り上げるためにも、村としてひとつの事業として、村民体育祭を実施していきたいという考えを持っておりまして、これまで、地区対抗競技を主な構成内容としておりましたけれども、これがなかなか地区のほうへの負担も大きくなっていることから、運用方法につきましては、もう少し検討の必要があるということで我々事務局も実施に向けまして、これから検討してよりよいものにして、体育祭の方を運営していきたいと考えておるところです。

教 育 長 はい、どうぞ。

小峯委員 それについては一旦おいておきます。
別件で。光と風の丘の公園の管理についてなんですけど、施設管理者を置く方向で進めていたけれども、前年度、それについては中止になったということで報告はなかったんですが、中止になったということがわかってそういう変化があったときには必ず、教育委員会で報告してほしいという願いをしたわけですが、今年度の運営についてはどういう形でこれを読み取ったらいいのでしょうか。

生涯学習課長 これまでも社会体育施設の方につきましては、職員1名と臨時職3名を一般の受付業務としてシルバー人材センターをお願いして運営していたわけですけども、28年度からは、そういった職員の配置をせずにシルバー人材センターの会員さんと、これまで臨時職として、村で雇用しておりました臨時職員につきましては、一旦シルバー人材センターのほうの籍のほうに移っていただいて引き続き業務をしていただきながら、村で計画した事業のお手伝いをしていって管理と事業の運営をシルバー人材センターにお願いしながら事業を進めていくというような方向で考えております。

小峯委員 それと、施設管理者というのを置くという方向ではなくて、村の管理のもとで運営していくというこのように読み取っていいんですか。

生涯学習課長 村の方の管理業務について、業務委託、一般業務委託として、シルバー人材の方に管理等を事業もお手伝い業務も委託して進めていくという方向です。

教 育 長 はい、ほかにご意見なり質問ございましたらお願いします。

山崎教育長職務代理者 小峯委員のほうからあったんですが、スポーツ審議会の方の中身について

私たちに知らされてますか。もしくは公民館運営審議会の中身について。

教 育 長 事務局お願いします。

生涯学習課長 たぶんご報告がもれているのだと思います。大変申し訳ございません。

山崎教育長職務代理者 スポーツ審議会とか公民館運営審議会というのは、教育委員会の管轄ですよ。そういったものの中身が私たちに知らされていなくて、そしてスポーツ審議会の話になった中身が違うところから、結局そこででた結果と違う結果が出たっていうところがあるのでしょ。そういうところは、何か筋道が違うのではないのかなと思ったんですが。

教 育 長 事務局のほうで何かありますか。

生涯学習課長 大変申しわけございませんでした。スポーツ推進委員会会議では一度体育祭につきましては、中止の方向で結論というかそういったことも出たようなんですけれども、その旨を、村長の方に具申しましたところ村長の方は、どうしても、昨年度は、50回記念大会ということもあって進めておりましたけども、今後も地区のまとまり等などといったものを考慮してどうしても体育祭については、続けていきたい方向であるということを受けましたので、今年度も予算化して、事業として展開していく計画になりました。

教 育 長 はい。おねがいします。どうぞ。

小峯委員 委員の中で、2回の会議一度もでていないという委員もいると。でも、謝金としては払われるわけですかね。会議にでないで払われないのか。それとも会議に出席欠席にかかわらず、支払われているのか。このことが一点。
それから、1度も参加していない委員もいるとの話を聞いてるんですが、その点について、どのようにとらえているかを教えてください。

生涯学習課長 今、スポーツ推進審議委員会の委員さんにつきましては、日当ですので会議に出席した部分で、一日5,000円という形に支払いになっております。
2回の会議となっているんですけども、通知を差し上げているところですけども、日程の都合のため出席されていなかったとような状況であったと思います。今後は年に2回しか少ない会議ですのでなるべく全員の方にご出席いただいて、より多くの意見をいただきながら会議のほう進めていき

たいと考えておるところです。

小峯委員

このスポーツ推進審議会の内容が全く我々のところに入っていないくて、しかもその村民体育大会については、ここでも議論がありましたよね。でスポーツ推進審議会のほうでは中止する方向でという結論が出たのに、やっ
てることに対して、やはり判然としない思いを持ってる委員もいるような
んですね。

ですからこの辺はやはり、審議会の結論と違う形でいくとしたらその辺の
説明を委員にしっかりする、そういう必要があるんじゃないかと思いま
すね。

ボランティアに近い形で各委員は参加してるんだと思いますので。

特に、スポーツ推進審議会については、日当が出るわけですから、それだ
けの重きをなした委員会として村で認めてると思いますのでね。その辺の
フォローしっかりして、委員会として円滑な活動ができるように、ぜひ、
サポートしてもらいたいし、我々のとこにその結果をそれ報告してもらえ
るとありがたいなと思います。

生涯学習課長

わかりました。今後、気を付けますので、よろしくお願いします。

山崎教育長職務代理者

審議会関係が年に2回とか3回とか、というようなことがあるんですけど
も、私はどちらかというと、そういうところを活性化していかないと、村
のほうのセミナーとか、あとはスポーツ事業とかそういうものが、活性化
にならないと思うんですね。

いわゆる中心的に動いてもらわなきゃいけない人たちが、年に2回だか3
回だからということで結局ジリ貧になっていては、まずいと思いますね。
ですから公民館でやっているもの、また保健体育課でやっているもの、そ
ういうものに対しての意見とか、方向性とか、そういうものを出してもら
う委員会なので。

そういうことをきっちりとなった人には、意識を持ってもらうような形を
つくっていかないと、結局選ばれたから、なったから、でも年に2回だか
らまあいいやっというかたちにならないように、そのためにはやはりスポ
ーツ審議会の委員長とか会長とかがいるわけですので、担当者との話し合
い、そういうものをして、1年間の方向性目標的なものをきっちりつくっ
て年に2回とか3回じゃなくて、もうちょっとふやしても地域的なものとし
て出しているような、そういうものまでちょっと踏み込んで、話あってい
かないとやはり公民館事業など、そういうものは、少しずつジリ貧になっ
ていくと思いますので、そこもちょっと考えていく必要であるのではない
かという、いわゆる中身的なものまで踏み込んだところで話し合いを持っ

っていう、そういうことも考えていってもらえればと思うんですが、無理かな。

生涯学習課長 検討して、実施していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

小峯委員 委員の承認をするときに、スポーツ推進委員会と、審議会のメンバーが逆じゃないかと発言をしたかと思うんですけどやはりあの適材適所、もっと考えながら、実際に指導してる人たちがやっぱり、推進委員の骨格を占めてもらったほうがいいように思うんですね。
もちろん今の推進員の中でも、中心的に指導されてる委員の方もいるので全員が全員というわけにはいかないとは思いますが、その辺、委員の依頼をするときにお考えいただければありがたいなと思います。

教 育 長 ほかににご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

栗山委員 教育費のほう180、181ページの教育クラウド事業費の1番下段の美浦村教育クラウドサービス利用料で予算の方で3,800万という予算がついているんですけどこれは、ランニングコストというか毎年かかる費用であるのかという点と、例えば今回の5年間あって1度入れたとシステムは、ある一定のメーカーのものだったり、あるところからおろしてはもらったりしてもらったりするとは思いますが、それは更新する時に何か精査をしたりして、更新してるのかお聞きしたいんですけども。

学校教育課長 はい。お答えします。美浦村教育クラウドサービス利用料なんですけど、まず、月に、月額261万8,100円の12回、12カ月で31,417万7,200円。それに加えて、クラウド利用料のネットワーク、これが月58万3,956円で、これの12カ月で700万、とびとび7,472円で合計3,842万5,000円となっております。
またこれは債務負担行為で契約が複数年にまたがっておりますが、当然あの債務負担が切れる年度には精査して、また契約の方を入れていくと思います。

栗山委員 そうすると、例えば5年間とか3年間のしきりの中で、ていうところですか。

学校教育課長 5年間の債務負担になっております。

栗山委員 まあ美浦村の特色でICTの教育体制というのは、続けるべきだと思うの

で、予算に組み込んでもこれぐらいの費用というのはかかる、しかるべきかもしれないんですけども、ハードの面とか、仕組みの中でもし、比較して安くできたり、よりよいものができるのであれば、またITの技術というのは、年々進んで安価になるところもあったりとか、精度や中身をコンパクトにできるところは出てくるかと思うので、そういった情報も取り入れていただいて、予算づけのほうをお願いできればと思います。

学校教育課長 はい、当課の担当もクラウドサービス等も詳しい者がおりましたかなり見直しもしておりますので、もちろん、今委員のおっしゃられましたとおり、それを念頭に見直しも随時図っていきたいと思います。

教 育 長 はい、ほかにご意見なりご質問。予算の関係でございませうでしょうか。

小峯委員 はい。

教 育 長 はい、どうぞ。

小峯委員 115ページと、119ページで大谷保育所と木原保育所の負担金補助及び交付金の日本スポーツ振興センター、大谷のほうでは1万2,000円、それから木原のほうでは、1万円になるのかな。3万4,000円になるのかな。諸負担。これは、利用者負担じゃなくて、公費負担になってるんですか

教 育 長 事務局、わかりますか。

次 長 こちらにつきましては、個人負担がございませう。したがって個人負担と公費という形になります。一旦支出して、個人負担分については歳入のほうで入れることになっております。

教 育 長 はい、その他ご質問ご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか、よろしいですか。

(なし)

それでは予算につきましての報告についても質疑の方を終了させていただきたいと存じます。それでは以上で、本日の付議事項を終了いたします。

午後 5時16分 閉会